国自旅　第　２４１号
国自貨　第　１３６号
平成１５年３月２７日
一部改正　平成１８年９月１５日
一部改正　令和　８年９月２９日

各地方運輸局自動車交通部長
［関東、近畿］運輸局自動車監査指導部長　殿
沖縄総合事務局運輸部長

自動車交通局旅客課長

自動車交通局貨物課長

自家用自動車を使用する者による道路運送法又は貨物自動車運送事業法違反行為に対する行政処分基準について

自家用自動車を使用する者による道路運送法又は貨物自動車運送事業法違反行為に対する行政処分を行う基準を別添のとおり定めたので、今後、この基準に従い行政処分を行うこととされたい。

なお、本通達による行政処分の実施は、平成１５年４月１日以降に違反事実を確認したものから適用するものとし、平成１５年３月３１日以前のものは、従前の行政処分基準により処分を行うものとする。

また、「自家用自動車を使用する者及び貨物軽自動車運送事業者による道路運送法又は貨物自動車運送事業法違反行為に対する行政処分に係る基準」（昭和６１年１月１３日付け地自第３号）は、平成１５年３月３１日限りで廃止する。

別　添

自家用自動車を使用する者による道路運送法又は貨物自動車運送事業法違反行為に対する行政処分基準について

1　自家用自動車を使用する者に対する車両の使用制限又は禁止の日数

（１）道路運送法（以下「法」という。）第４条第１項、法第４３条第１項、貨物自動車運送事業法第３条、同法第３５条第１項又は同法第３６条第１項違反

（初違反）１２０日
（再違反）１８０日
（再々違反）１８０日

（２）法第７８条違反

（初違反）　８０日
（再違反）１８０日
（再々違反）１８０日

（３）法第８０条第１項違反

（初違反）　４０日
（再違反）　８０日
（再々違反）１２０日

2　軽減措置

特に事情がある場合には、軽減措置として処分日数を最大限２分の１とすることができる。

3　自家用自動車の使用禁止処分

自家用自動車の使用を禁止した場合においては、法第８１条第２項において準用する法第４１条第１項の規定に基づいて、自家用自動車の自動車検査証の返納及び自動車登録番号標（軽自動車にあっては、車両番号標）の領置を併せて行うものとする。

（注）再違反とは、行政処分を受けた日から３年以内に同一条項に違反したものをいい、また再々違反とは、行政処分を受けた日から３年以内に同一条項に２回以上違反したものをいう。

附　則（平成１８年９月１５日　国自旅第１３０号、国自貨第７７号　一部改正）

１．改正後の通達は、平成１８年１０月１日以降の違反行為から適用する。
２．平成１８年９月３０日までの違反行為については、改正前の通達に定める基準により行政処分を行うものとする。

附　則（令和８年９月２９日　国自旅第８５号、国自貨第２９２号、国総モ第４７号　一部改正）

１．改正後の通達は、令和８年１０月１日以降の違反行為から適用する。

２．令和８年９月３０日までの違反行為については、改正前の通達に定める基準により行政処分を行うものとする。